

北海道・北東北の縄文遺跡群

摘要

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、東アジアの東端に位置する日本列島の北部の4道県、北海道南部及び津軽海峡を挟んだ本州北端の青森県全域、岩手県北部及び秋田県北部にわたって所在する。

本資産は、祭祀場、墓域等、17の構成資産からなるシリアルプロパティであり、北方ブナ帯による豊富な森林資源および暖流・寒流が交わる地域に形成される豊かな水産資源を背景に、海岸、内湾、河川、湖沼、山地といった様々な地形において、1万年以上にわたって広がっている。構成資産の分布の広がりや立地環境、遺跡の構造の変遷及び多様な出土遺物は、農耕に移行することなく狩猟採集生活を続けながら、集落の形を発展させ、特異な祭祀・儀礼空間を築いてきた人々の非常にユニークな暮らしと信仰、生業の多様な形態を語っている。北東アジアにおいて長期間継続した採集・漁労・狩猟による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく示しており、農耕以前における人類の生活の在り方と、精緻で複雑な精神文化を顕著に示す物証である。

評価基準

評価基準 (iii)

本資産は、北部日本の縄文文化を伝える物証として無二の存在である。この文化は、農耕によらない定住生活を早くに発展させ、祭祀のための建造物や印象的な物質文化にみられる、複雑な精神性を示す物証である。

評価基準 (v)

本資産は、貴重な農耕以前の定住について、極めて早い時期における開始から成熟までの過程を良く示すものである。構成資産は、変化する環境に対して縄文文化が多様な適応を示してきたことをよりよく示している。

完全性

本構成資産の完全性は、北日本の縄文文化の文化的特徴と属性を示す考古学的遺跡に基づいている。資産範囲は、定住生活の始まりと最終的に居住地域と埋葬地域が分離したことを示す遺跡で構成されている。すなわち、温暖な海進時代の居住施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場のある拠点集落、ストーンサークル、墓地、集落を通じて定住生活の成熟を示す。これらのシリアルプロパティは国内法によって適切に保護されており、自然災害や大規模開発による悪影響の懸念は少ない。ただし、構成資産からの眺望に影響を与える建造物がいくつかあり、将来的にはこれらの影響要因を除去することで、資産への影響を軽減する計画が策定されている。

真実性

本構成資産は、立地、形とデザイン、材料と物質、用途と機能、伝統と技術、精神と感性の点で高いレベルの真実性を保持しており、さらには考古学的な遺跡の大半は何千年もの間良好な形で埋蔵されている。したがって、この考古学的遺跡は、北日本の縄文文化に関連する資産の顕著な普遍的価値を高い信憑性で伝えるものである。

いくつかの構成資産では、遺跡の重要な特徴、特に竪穴住居や貝塚の等身大の解説モデルを構築しており、これらのモデルは保護層の下に埋蔵されている本質的な価値の要素を訪問者に説明するのに貢献している。これらは、考古学的堆積物に影響を与えないように構築されているが、来訪者が遺跡の特徴を視認できるような新技術が採用されている。

保護・管理に係る要件

全ての構成資産は国及び地方自治体の法令（文化財保護法）に基づく、史跡または特別史跡によって保護されており、長期にわたる厳重な保護措置が講じられている。さらに、資産の適切な保護の目的で、各構成資産の周囲に適切な緩衝地帯が定められている。

本資産の包括的保存管理計画は、構成資産全体の顕著な普遍的価値、真正性、完全性を維持するための基本方針であり、この計画に基づき、「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」等が設置されている。構成資産の保存管理は、国の監督のもと、北海道、青森県、岩手県、秋田県の各構成地域を管轄する地方公共団体や都道府県によって担われており、資産個別の保存管理・活用計画、行政基本計画に各構成地域の保全・管理・活用を盛り込んでいる。

保護・管理の観点での長期的な問題は、構成資産のうちの 6 か所に私有地が含まれていることであり、今後、この問題を解消することで適切な保全活動が一層図られるものと期待される。